

広島県教育委員会告示第一号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三十六条第一項の規定によつて、昭和五十九年広島県教育委員会告示第四号で指定した広島県史跡高杉城跡について、次のとおり地域を追加して指定する。

平成二十七年一月十三日

広島県教育委員会

委員長 佐藤 卓已

所在地	地 域	所 有 者
三次市高杉町	三八四番 二四八番一、二四九番三、二四九番三地先、 二五二番一、三八三番地先、三八五番一、三 八七番二、三八七番二地先、三八八番一、三 八八番二地先、三九一番一、三九一番二地 先、三九二番五、三九二番五地先、三九二番 六、三九二番六地先 （以上について次の図に示す部分に限る。）	宗教法人知波夜比古神社 三次市

備考 次の図は省略し、その図面を広島県教育委員会事務局管理部文化財課に備え置いて縦覧に供する。